# 那覇市公報

**第１６６８号**
毎月２回　１，１５日発行
発　行　所
那覇市泉崎１丁目１番１号
那覇市総務部総務課

## 目　　次

### ◇告　　示◇

○市町村事務の委託について（ちゃーがんじゅう課）…………………… 708

○市税に関する申告期限等の延長について（納税課）…………………… 709

### ◇公　　告◇

○個人情報業務届出書及び個人情報業務廃止・変更届出書の公表について
（市民生活安全課）……………………………………………………… 710

○都市計画の案に関する公聴会の開催について（都市計画課）………… 734

### ◇上下水道局告示◇

○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について……………………… 735

### ◇選挙管理委員会告示◇

○選挙人名簿の縦覧場所について………………………………………… 736

○在外選挙人名簿の縦覧場所について…………………………………… 736

○沖縄県議会議員選挙に伴う選挙人名簿の縦覧場所について………… 737

### ◇監査委員公表◇

○平成 27 年度後期定期監査の結果に対する措置について（公表）…… 737

○平成 27 年度行政監査の結果に対する措置について（公表）………… 741

# 告　　示

**那覇市告示第 91 号**
平成 28 年４月 28 日
掲　　示　　済

市町村事務の委託について

みだしのことについて、介護保険法第 24 条の２第５項及び介護保険法施行規則第 34 条の６第１項に基づき次の通り告示する。

那覇市長　城　間　幹　子

１　委託する市町村事務受託法人

名　称　：　特定非営利活動法人　介護と福祉の調査機関おきなわ
代表者　：　理事長　堀川　美智子
所在地　：　沖縄県那覇市西２丁目４番３号　クレスト西 205

２　委託する期間

平成 28 年４月１日から平成 29 年３月 31 日まで

３　委託する市町村事務の内容

介護保険法第 24 条の２第１項第１号に規定する事務
（照会等事務）

４　居宅サービス等の提供の有無

無し

**那覇市告示第 92 号**
平成 28 年４月 28 日
掲　　示　　済

市税に関する申告期限等の延長について

那覇市税条例（昭和 47 年那覇市条例第 80 号）第 18 条の２第１項の規定に基づき、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）又は那覇市税条例に定める申告、申請、請求、届出その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所等を有する者に係るもので、その期限が平成 28 年４月 14 日以降に到来するものについては、その期限を別途那覇市告示で定める期日まで延長する。

那覇市長　城　間　幹　子

| 指定地域 |
| --- |
| 熊本県 |

# 公　　告

**那覇市公告第 40 号**
平成 28 年 4 月 27 日
掲　　示　　済

個人情報業務届出書及び個人情報業務廃止・変更届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第７条第５項及び同施行規則第２条第２項の規定に基づき、個人情報業務届出書及び個人情報業務廃止・変更届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長　城　間　幹　子

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成28年４月６日

那覇市長　　城間 幹子　様

那覇市長　　城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td>届出担当部課</td><td colspan="4">総務部　法制契約課　電話(098)869-8191</td></tr>
<tr><td>個人情報管理責任者</td><td colspan="4">法制契約課長</td></tr>
<tr><td>業務の名称</td><td colspan="4">審査請求に係る審理手続等の業務</td></tr>
<tr><td>業務の目的</td><td colspan="4">行政不服審査法の規定に基づく審査請求に係る審理手続等を行い、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保する。</td></tr>
<tr><td>個人情報の対象者</td><td colspan="4">行政不服審査法の規定により審査請求をしたもの、第13条第4項の参加人等</td></tr>
<tr><td>業務の開始年月日</td><td colspan="4">平成28年４月１日</td></tr>
<tr><td rowspan="6">個人情報の記録の内容</td><td colspan="3">一般的取扱事項</td><td>制限的取扱事項</td></tr>
<tr><td>基本的事項</td><td>社会的活動</td><td>経済的活動</td><td>思想・信条等</td></tr>
<tr><td rowspan="4">□個人番号<br>■氏　名<br>■住　所<br>□性　別<br>□生年月日<br>□国　籍<br>□本　籍<br>□続　柄<br>■親族関係<br>□婚姻離婚<br>■その他<br>(連絡先)</td><td>□職　業<br>□地　位<br>□学　歴<br>□資　格<br>□団体加入<br>□賞　罰<br>□学業成績<br>□勤務成績<br>□その他<br>(　　)</td><td>□収　入<br>□資産状況<br>□公租公課<br>□経済取引<br>□公的扶助<br>□その他<br>(　　)</td><td rowspan="4">□思　想　□宗　教<br>□支持政党　□主義主張<br>□趣味嗜好　□犯歴等<br>□その他　(　　)<br><br>上記事項を取扱う理由</td></tr>
<tr><td colspan="2">心　身</td><td>その他</td></tr>
<tr><td colspan="2">□健康状態<br>□容　姿<br>□病　歴<br>□障がい程度<br>□その他<br>(　　)</td><td>□<br>□<br>□<br>□<br>□</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>個人情報の収集方法</td><td colspan="4">■本人　□本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)</td></tr>
<tr><td>個人情報の収集時期</td><td colspan="4">□定期(　　月～　　月)　■随時(審査請求書提出時)</td></tr>
<tr><td>本人への通知方法</td><td colspan="4">□文書　□口頭　□告示<br>□通知不要<br>(　　)</td></tr>
<tr><td>個人情報の記録形態</td><td colspan="4">■文書　□図画　□電磁媒体　□その他(　　)</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式（第19条関係）

個人情報業務届出書

平成28年4月13日

那覇市長　宛

那覇市教育委員会
教育長　渡慶次　克彦

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td colspan="2">届出担当部課</td><td colspan="3">生涯学習部　市民スポーツ課　　電話917-3504</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報管理責任者</td><td colspan="3">市民スポーツ課長</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務の名称</td><td colspan="3">那覇市スポーツ推進審議会に関する業務</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務の目的</td><td colspan="3">地域スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査、審議する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の対象者</td><td colspan="3">那覇市スポーツ推進審議会委員</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務の開始年月日</td><td colspan="3">平成24年4月1日</td></tr>
<tr><td rowspan="4">個人情報の記録の内容</td><td colspan="3">一般的取扱事項</td><td>制限的取扱事項</td></tr>
<tr><td>基本的事項</td><td>社会的活動</td><td>経済的活動</td><td>思想・信条等</td></tr>
<tr><td rowspan="2">☑個人番号<br>☑氏　名<br>☑住　所<br>☑性　別<br>☑生年月日<br>□国　籍<br>□本　籍<br>□続　柄<br>□親族関係<br>□婚姻離婚<br>□その他<br>（　　）</td><td>☑職　業<br>☑地　位<br>☑学　歴<br>☑資　格<br>☑団体加入<br>□賞　罰<br>□学業成績<br>□勤務成績<br>□その他<br>（　　）</td><td>□収　入<br>□資産状況<br>□公租公課<br>□経済取引<br>□公的扶助<br>□その他<br>（　　）</td><td rowspan="2">□思　想　□宗　教<br>□支持政党　□主義主張<br>□趣味嗜好　□犯歴等<br>□その他　（　　）<br><br>上記事項を取扱う理由</td></tr>
<tr><td>心　身</td><td>その他</td></tr>
<tr><td>□健康状態<br>□容　姿<br>□病　歴<br>□障がい程度<br>□その他<br>（　　）</td><td>□<br>□<br>□<br>□<br>□</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の収集方法</td><td colspan="3">☑本人　□本人以外（本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会）</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の収集時期</td><td colspan="3">□定期（　　月～　　月）　☑随時（審議会委員を委嘱する都度）</td></tr>
<tr><td colspan="2">本人への通知方法</td><td colspan="3">□文書　□口頭　□告示<br>□通知不要<br>（那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第　号に該当）</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の記録形態</td><td colspan="3">☑文書　□図画　□電磁媒体　□その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　考</td><td colspan="3">（事後届出となった理由）<br>制度の認識不足で、事前届出をしていなかったため</td></tr>
</table>

（注）　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式（第19条関係）

個人情報業務届出書

平成28年4月13日

那覇市長　宛

那覇市教育委員会
教育長　渡慶次　克彦

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 届出担当部課 | 生涯学習部　市民スポーツ課　電話917-3504 | | | |
| 個人情報管理責任者 | 市民スポーツ課長 | | | |
| 業務の名称 | 児童のスポーツ県外派遣補助金 | | | |
| 業務の目的 | 市・県を代表する児童及びチームが県外の大会に派遣される際に必要な費用の一部を補助する。 | | | |
| 個人情報の対象者 | 申請者及び補助金交付対象者 | | | |
| 業務の開始年月日 | 平成24年4月1日 | | | |
| 個人情報の記録の内容 | 一般的取扱事項 | | | 制限的取扱事項 |
| | 基本的事項 | 社会的活動 | 経済的活動 | 思想・信条等 |
| | □個人番号<br>☑氏名<br>☑住所<br>☑性別<br>☑生年月日<br>□国籍<br>□本籍<br>□続柄<br>□親族関係<br>□婚姻離婚<br>□その他<br>（　　） | ☑職業<br>☑地位<br>☑学歴<br>☑資格<br>☑団体加入<br>□賞罰<br>□学業成績<br>□勤務成績<br>□その他<br>（　　） | □収入<br>□資産状況<br>□公租公課<br>□経済取引<br>□公的扶助<br>□その他<br>（　　） | □思想　□宗教<br>□支持政党　□主義主張<br>□趣味嗜好　□犯歴等<br>□その他（　　）<br><br>上記事項を取扱う理由 |
| | | 心身 | その他 | |
| | | □健康状態<br>□容姿<br>□病歴<br>□障がい程度<br>□その他<br>（　　） | □<br>□<br>□<br>□<br>□ | |
| 個人情報の収集方法 | ☑本人　☑本人以外（本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会） | | | |
| 個人情報の収集時期 | □定期（　月～　月）　☑随時（補助金申請の都度） | | | |
| 本人への通知方法 | □文書　□口頭　□告示<br>☑通知不要<br>（那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当） | | | |
| 個人情報の記録形態 | ☑文書　□図画　□電磁媒体　□その他（　　） | | | |
| 備考 | （事後届出となった理由）<br>制度の認識不足で、事前届出をしていなかったため | | | |

（注）　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成28年4月13日

那覇市長　宛

那覇市教育委員会
教育長　渡慶次　克彦

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td>届出担当部課</td><td colspan="4">生涯学習部　市民スポーツ課　　電話917-3504</td></tr>
<tr><td>個人情報管理責任者</td><td colspan="4">市民スポーツ課長</td></tr>
<tr><td>業務の名称</td><td colspan="4">体育施設管理運営事業（那覇市民体育館、漫湖公園市民庭球場、那覇市民首里石嶺プール）</td></tr>
<tr><td>業務の目的</td><td colspan="4">所管する体育施設の指定管理者を選定する。</td></tr>
<tr><td>個人情報の対象者</td><td colspan="4">指定管理者選定に応募する団体の構成員</td></tr>
<tr><td>業務の開始年月日</td><td colspan="4">平成18年4月1日</td></tr>
<tr><td rowspan="6">個人情報の記録の内容</td><td colspan="3">一般的取扱事項</td><td>制限的取扱事項</td></tr>
<tr><td>基本的事項</td><td>社会的活動</td><td>経済的活動</td><td>思想・信条等</td></tr>
<tr><td rowspan="4">□個人番号<br>☑氏　名<br>☑住　所<br>☑性　別<br>☑生年月日<br>□国　籍<br>□本　籍<br>□続　柄<br>□親族関係<br>□婚姻離婚<br>□その他<br>（　　）</td><td>☑職　業<br>☑地　位<br>☑学　歴<br>☑資　格<br>☑団体加入<br>□賞　罰<br>□学業成績<br>□勤務成績<br>□その他<br>（　　）</td><td>□収　入<br>□資産状況<br>□公租公課<br>□経済取引<br>□公的扶助<br>□その他<br>（　　）</td><td rowspan="4">□思　想　□宗　教<br>□支持政党　□主義主張<br>□趣味嗜好　□犯歴等<br>□その他　（　　）<br><br>上記事項を取扱う理由</td></tr>
<tr><td colspan="2">心　身</td><td>その他</td></tr>
<tr><td colspan="2">□健康状態<br>□容　姿<br>□病　歴<br>□障がい程度<br>□その他<br>（　　）</td><td>□<br>□<br>□<br>□<br>□</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>個人情報の収集方法</td><td colspan="4">☑本人　☑本人以外（本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会）</td></tr>
<tr><td>個人情報の収集時期</td><td colspan="4">□定期（　　月～　　月）　☑随時（指定管理者募集の都度）</td></tr>
<tr><td>本人への通知方法</td><td colspan="4">□文書　□口頭　□告示<br>☑通知不要<br>（那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当）</td></tr>
<tr><td>個人情報の記録形態</td><td colspan="4">☑文書　□図画　□電磁媒体　□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="4">（事後届出となった理由）<br>制度の認識不足で、事前届出をしていなかったため</td></tr>
</table>

（注）　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式（第19条関係）

個人情報業務届出書

平成28年4月13日

那覇市長　宛

那覇市教育委員会
教育長　渡慶次　克彦

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td>届出担当部課</td><td colspan="4">生涯学習部　市民スポーツ課　　電話917-3504</td></tr>
<tr><td>個人情報管理責任者</td><td colspan="4">市民スポーツ課長</td></tr>
<tr><td>業務の名称</td><td colspan="4">体育施設管理運営事業（奥武山体育施設）</td></tr>
<tr><td>業務の目的</td><td colspan="4">所管する体育施設の指定管理者を選定する。</td></tr>
<tr><td>個人情報の対象者</td><td colspan="4">指定管理者選定に応募する団体の構成員</td></tr>
<tr><td>業務の開始年月日</td><td colspan="4">平成22年4月1日</td></tr>
<tr><td rowspan="4">個人情報の記録の内容</td><td colspan="3">一般的取扱事項</td><td>制限的取扱事項</td></tr>
<tr><td>基本的事項</td><td>社会的活動</td><td>経済的活動</td><td>思想・信条等</td></tr>
<tr><td>☐個人番号<br>☑氏　名<br>☑住　所<br>☑性　別<br>☑生年月日<br>☐国　籍<br>☐本　籍<br>☐続　柄<br>☐親族関係<br>☐婚姻離婚<br>☐その他<br>（　　）</td><td>☑職　業<br>☑地　位<br>☑学　歴<br>☑資　格<br>☑団体加入<br>☐賞　罰<br>☐学業成績<br>☐勤務成績<br>☐その他<br>（　　）</td><td>☐収　入<br>☐資産状況<br>☐公租公課<br>☐経済取引<br>☐公的扶助<br>☐その他<br>（　　）</td><td>☐思　想　☐宗　教<br>☐支持政党　☐主義主張<br>☐趣味嗜好　☐犯歴等<br>☐その他　（　　）<br><br>上記事項を取扱う理由</td></tr>
<tr><td>心　身</td><td>その他</td><td></td></tr>
<tr><td>☐健康状態<br>☐容　姿<br>☐病　歴<br>☐障がい程度<br>☐その他<br>（　　）</td><td>☐<br>☐<br>☐<br>☐<br>☐</td><td></td></tr>
<tr><td>個人情報の収集方法</td><td colspan="4">☑本人　☑本人以外（本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会）</td></tr>
<tr><td>個人情報の収集時期</td><td colspan="4">☐定期（　　月～　　月）　☑随時（指定管理者募集の都度）</td></tr>
<tr><td>本人への通知方法</td><td colspan="4">☐文書　☐口頭　☐告示<br>☑通知不要<br>（那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当）</td></tr>
<tr><td>個人情報の記録形態</td><td colspan="4">☑文書　☐図画　☐電磁媒体　☐その他（　　）</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="4">（事後届出となった理由）<br>制度の認識不足で、事前届出をしていなかったため</td></tr>
</table>

（注）那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成28年4月13日

那覇市長　宛

那覇市教育委員会
教育長　渡慶次　克彦

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 届出担当部課 | 生涯学習部　市民スポーツ課　電話917-3504 | | | |
| 個人情報管理責任者 | 市民スポーツ課長 | | | |
| 業務の名称 | NAHAマラソンに関する業務 | | | |
| 業務の目的 | NAHAマラソン競技部会に関する業務。競技役員名簿の管理等。 | | | |
| 個人情報の対象者 | 競技役員及び競技部会補助員 | | | |
| 業務の開始年月日 | 平成17年4月1日 | | | |
| 個人情報の記録の内容 | 一般的取扱事項 | | | 制限的取扱事項 |
| | 基本的事項 | 社会的活動 | 経済的活動 | 思想・信条等 |
| | □個人番号<br>☑氏名<br>☑住所<br>☑性別<br>□生年月日<br>□国籍<br>□本籍<br>□続柄<br>□親族関係<br>□婚姻離婚<br>□その他<br>(　　) | ☑職業<br>□地位<br>□学歴<br>□資格<br>☑団体加入<br>□賞罰<br>□学業成績<br>□勤務成績<br>□その他<br>(　　) | □収入<br>□資産状況<br>□公租公課<br>□経済取引<br>□公的扶助<br>□その他<br>(　　) | □思想　□宗教<br>□支持政党　□主義主張<br>□趣味嗜好　□犯歴等<br>□その他　(　　)<br><br>上記事項を取扱う理由 |
| | | 心身 | その他 | |
| | | □健康状態<br>□容姿<br>□病歴<br>□障がい程度<br>□その他<br>(　　) | □<br>□<br>□<br>□<br>□ | |
| 個人情報の収集方法 | ☑本人　□本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会) | | | |
| 個人情報の収集時期 | ☑定期(　6　月～　12　月)　□随時(　　) | | | |
| 本人への通知方法 | □文書　□口頭　□告示<br>□通知不要<br>(那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第　号に該当) | | | |
| 個人情報の記録形態 | ☑文書　□図画　□電磁媒体　□その他(　　) | | | |
| 備考 | (事後届出となった理由)<br>制度の認識不足で、事前届出をしていなかったため | | | |

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成28年4月13日

那覇市長　宛

那覇市教育委員会
教育長　渡慶次　克彦

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td>届出担当部課</td><td colspan="4">生涯学習部　市民スポーツ課　　電話917-3504</td></tr>
<tr><td>個人情報管理責任者</td><td colspan="4">市民スポーツ課長</td></tr>
<tr><td>業務の名称</td><td colspan="4">野球資料館に関する業務</td></tr>
<tr><td>業務の目的</td><td colspan="4">奥武山野球資料館へ展示する資料等の収集。</td></tr>
<tr><td>個人情報の対象者</td><td colspan="4">展示品の所有者</td></tr>
<tr><td>業務の開始年月日</td><td colspan="4">平成22年4月1日</td></tr>
<tr><td rowspan="6">個人情報の記録の内容</td><td colspan="3">一般的取扱事項</td><td>制限的取扱事項</td></tr>
<tr><td>基本的事項</td><td>社会的活動</td><td>経済的活動</td><td>思想・信条等</td></tr>
<tr><td rowspan="4">□個人番号<br>☑氏　名<br>□住　所<br>□性　別<br>□生年月日<br>□国　籍<br>□本　籍<br>□続　柄<br>□親族関係<br>□婚姻離婚<br>□その他<br>(　　)</td><td>□職　業<br>□地　位<br>□学　歴<br>□資　格<br>☑団体加入<br>□賞　罰<br>□学業成績<br>□勤務成績<br>□その他<br>(　　)</td><td>□収　入<br>□資産状況<br>□公租公課<br>□経済取引<br>□公的扶助<br>□その他<br>(　　)</td><td rowspan="4">□思　想　□宗　教<br>□支持政党　□主義主張<br>□趣味嗜好　□犯歴等<br>□その他　(　　)<br><br>上記事項を取扱う理由</td></tr>
<tr><td>心　身</td><td>その他</td></tr>
<tr><td>□健康状態<br>□容　姿<br>□病　歴<br>□障がい程度<br>□その他<br>(　　)</td><td>□<br>□<br>□<br>□<br>□</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>個人情報の収集方法</td><td colspan="4">☑本人　□本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)</td></tr>
<tr><td>個人情報の収集時期</td><td colspan="4">□定期(　　月～　　月)　☑随時(寄付の受入時)</td></tr>
<tr><td>本人への通知方法</td><td colspan="4">□文書　□口頭　□告示<br>□通知不要<br>(那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第　号に該当)</td></tr>
<tr><td>個人情報の記録形態</td><td colspan="4">☑文書　□図画　□電磁媒体　□その他(　　)</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="4">(事後届出となった理由)<br>制度の認識不足で、事前届出をしていなかったため</td></tr>
</table>

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成28年4月13日

那覇市長　宛

那覇市教育委員会
教育長　渡慶次　克彦

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 届出担当部課 | 生涯学習部　市民スポーツ課　電話917-3504 | | | |
| 個人情報管理責任者 | 市民スポーツ課長 | | | |
| 業務の名称 | 那覇市健康ウォーキング推進事業に関する業務 | | | |
| 業務の目的 | ひやみかちなはウォーキング大会、ウォーキング教室等の開催。 | | | |
| 個人情報の対象者 | 大会、教室参加者及び実行委員会委員 | | | |
| 業務の開始年月日 | 平成26年4月1日 | | | |
| 個人情報の記録の内容 | 一般的取扱事項 | | | 制限的取扱事項 |
| | 基本的事項 | 社会的活動 | 経済的活動 | 思想・信条等 |
| | □個人番号<br>☑氏名<br>☑住所<br>☑性別<br>☑生年月日<br>□国籍<br>□本籍<br>□続柄<br>□親族関係<br>□婚姻離婚<br>□その他<br>(　　) | ☑職業<br>☑地位<br>□学歴<br>☑資格<br>☑団体加入<br>□賞罰<br>□学業成績<br>□勤務成績<br>□その他<br>(　　) | □収入<br>□資産状況<br>□公租公課<br>□経済取引<br>□公的扶助<br>□その他<br>(　　) | □思想　□宗教<br>□支持政党　□主義主張<br>□趣味嗜好　□犯歴等<br>□その他　(　　)<br><br>上記事項を取扱う理由 |
| | | 心身 | その他 | |
| | | □健康状態<br>□容姿<br>□病歴<br>☑障がい程度<br>□その他<br>(　　) | □<br>□<br>□<br>□<br>□ | |
| 個人情報の収集方法 | ☑本人　☑本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会) | | | |
| 個人情報の収集時期 | ☑定期(　4　月～　11　月)　□随時(　　) | | | |
| 本人への通知方法 | □文書　□口頭　□告示<br>☑通知不要<br>(那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当) | | | |
| 個人情報の記録形態 | ☑文書　□図画　□電磁媒体　□その他(　　) | | | |
| 備考 | 個人情報収集について、大会、教室参加者は氏名・住所・性別・年齢・傷がい程度のみ。<br>(事後届出となった理由) 制度の認識不足で、事前届出をしていなかったため。 | | | |

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成　28　年　4　月　13　日

那覇市長　宛

那覇市教育委員会
教育長　渡慶次　克彦

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td>届出担当部課</td><td colspan="3">市民スポーツ課　　電話917-3504</td></tr>
<tr><td>届出の区分</td><td>□廃止　■変更</td><td>業務の廃止・変更年月日</td><td>①平成23年11月25日<br>②平成17年4月1日<br>③平成28年4月1日<br>④平成23年11月25日</td></tr>
<tr><td>業務の名称及び開始年月日</td><td colspan="3">体育指導委員に関する業務　　昭和49年4月1日</td></tr>
<tr><td>廃止又は変更の理由</td><td colspan="3">①スポーツ基本法制定に伴う那覇市体育指導委員に関する規則改正による業務名称の変更<br>②組織の再編成による課名の変更<br>③行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い特定個人情報(個人番号)を取得する事務が追加されたため。<br>④業務名称変更による個人情報の対象者名称の変更</td></tr>
<tr><td rowspan="2">変更の内容</td><td colspan="2">変更前</td><td>変更後</td></tr>
<tr><td colspan="2">①業務の名称：体育指導委員に関する業務<br>②届出担当部課：社会体育課<br>④個人情報の対象者：体育指導委員</td><td>①業務の名称：那覇市スポーツ推進委員に関する業務<br>②届出担当部課：市民スポーツ課<br>③収集等する個人情報の内容に「個人番号」を追加する。<br>④個人情報の対象者：那覇市スポーツ推進委員</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">(事後届出となった理由)<br>制度の認識不足で、事前届出をしていなかったため</td></tr>
</table>

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成　28　年　4　月　13　日

那覇市長　宛

那覇市教育委員会
教育長　渡慶次　克彦

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 届出担当部課 | 市民スポーツ課　　電話917-3504 | | |
| 届出の区分 | □ 廃止　■ 変更 | 業務の廃止・変更年月日 | ①平成17年4月1日<br>②平成28年4月1日 |
| 業務の名称及び開始年月日 | 学校体育施設開放事業に関する業務　　昭和52年4月1日 | | |
| 廃止又は変更の理由 | ①組織の再編成による課名の変更<br>②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い特定個人情報(個人番号)を取得する事務が追加されたため。 | | |
| 変更の内容 | 変更前 | 変更後 | |
| | ①届出担当部課：社会体育課 | ①届出担当部課：市民スポーツ課<br>②収集等する個人情報の内容に「個人番号」を追加する。 | |
| 備考 | (事後届出となった理由) 制度の認識不足で、事前届出をしていなかったため<br>※個人番号情報の収集対象は、管理指導員のみ。 | | |

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成　28　年　4　月　13　日

那覇市長　宛

那覇市教育委員会
教育長　渡慶次　克彦

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 届出担当部課 | 市民スポーツ課　　電話917-3504 | | |
| 届出の区分 | □廃止　■変更 | 業務の廃止・変更年月日 | 平成17年4月1日 |
| 業務の名称及び開始年月日 | 各種スポーツ教室に関する業務　平成4年3月24日以前 | | |
| 廃止又は変更の理由 | 組織の再編成による課名の変更 | | |
| 変更の内容 | 変更前 | 変更後 | |
| | 届出担当部課：社会体育課 | 届出担当部課：市民スポーツ課 | |
| 備考 | (事後届出となった理由)<br>制度の認識不足で、事前届出をしていなかったため | | |

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成　28　年　4　月　13　日

那覇市長　宛

那覇市教育委員会
教育長　渡慶次　克彦

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 届出担当部課 | 市民スポーツ課　　電話917-3504 | | |
| 届出の区分 | □廃止　■変更 | 業務の廃止・変更年月日 | 平成17年4月1日 |
| 業務の名称及び開始年月日 | スポーツクラブ育成に関する業務　平成4年3月24日以前 | | |
| 廃止又は変更の理由 | 組織の再編成による課名の変更 | | |
| 変更の内容 | 変更前 | 変更後 | |
| | 届出担当部課：社会体育課 | 届出担当部課：市民スポーツ課 | |
| 備考 | (事後届出となった理由)<br>制度の認識不足で、事前届出をしていなかったため | | |

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成　28　年　4　月　13　日

那覇市長　宛

那覇市教育委員会
教育長　渡慶次　克彦

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 届出担当部課 | 市民スポーツ課　　電話917-3504 | | |
| 届出の区分 | □廃止　■変更 | 業務の廃止・変更年月日 | 平成17年4月1日 |
| 業務の名称及び開始年月日 | 社会体育の普及、振興に必要な情報提供業務　平成4年3月24日以前 | | |
| 廃止又は変更の理由 | 組織の再編成による課名の変更 | | |
| 変更の内容 | 変更前 | 変更後 | |
| | 届出担当部課：社会体育課 | 届出担当部課：市民スポーツ課 | |
| 備考 | (事後届出となった理由)<br>制度の認識不足で、事前届出をしていなかったため | | |

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成　28　年　4　月　13　日

那覇市長　宛

那覇市教育委員会
教育長　渡慶次　克彦

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 届出担当部課 | 市民スポーツ課　　電話917-3504 | | |
| 届出の区分 | □ 廃止　■ 変更 | 業務の廃止・変更年月日 | 平成17年4月1日 |
| 業務の名称及び開始年月日 | 各種表彰に関すること（候補者の推薦）　平成4年3月24日以前 | | |
| 廃止又は変更の理由 | 組織の再編成による課名の変更 | | |
| 変更の内容 | 変更前 | 変更後 | |
| | 届出担当部課：社会体育課 | 届出担当部課：市民スポーツ課 | |
| 備考 | （事後届出となった理由）<br>制度の認識不足で、事前届出をしていなかったため | | |

（注）　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成　28　年　4　月　13　日

那覇市長　宛

那覇市教育委員会
教育長　渡慶次　克彦

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 届出担当部課 | 市民スポーツ課　　電話917-3504 | | |
| 届出の区分 | □ 廃止　■ 変更 | 業務の廃止・変更年月日 | 平成17年4月1日 |
| 業務の名称及び開始年月日 | 体育館の管理運営に関すること　昭和62年1月1日 | | |
| 廃止又は変更の理由 | 組織の再編成による課名の変更 | | |
| 変更の内容 | 変更前 | 変更後 | |
| | 届出担当部課：社会体育課 | 届出担当部課：市民スポーツ課 | |
| 備考 | (事後届出となった理由)<br>制度の認識不足で、事前届出をしていなかったため | | |

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成　28　年　4　月　13　日

那覇市長　宛

那覇市教育委員会
教育長　渡慶次　克彦

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 届出担当部課 | 市民スポーツ課　　電話917-3504 | | |
| 届出の区分 | □ 廃止　■ 変更 | 業務の廃止・変更年月日 | 平成17年4月1日 |
| 業務の名称及び開始年月日 | 施設の使用に関する業務　　昭和62年1月1日 | | |
| 廃止又は変更の理由 | 組織の再編成による課名の変更 | | |
| 変更の内容 | 変更前 | 変更後 | |
| | 届出担当部課：社会体育課 | 届出担当部課：市民スポーツ課 | |
| 備考 | (事後届出となった理由)<br>制度の認識不足で、事前届出をしていなかったため | | |

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成　28　年　4　月　13　日

那覇市長　宛

那覇市教育委員会
教育長　渡慶次　克彦

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 届出担当部課 | 市民スポーツ課　　電話917-3504 | | |
| 届出の区分 | □廃止　■変更 | 業務の廃止・変更年月日 | 平成17年4月1日 |
| 業務の名称及び開始年月日 | 設備器具の使用に関する業務　　昭和62年1月1日 | | |
| 廃止又は変更の理由 | 組織の再編成による課名の変更 | | |
| 変更の内容 | 変更前 | 変更後 | |
| | 届出担当部課：社会体育課 | 届出担当部課：市民スポーツ課 | |
| 備考 | (事後届出となった理由)<br>制度の認識不足で、事前届出をしていなかったため | | |

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成　28　年　4　月　13　日

那覇市長　宛

那覇市教育委員会
教育長　渡慶次　克彦

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 届出担当部課 | 市民スポーツ課　　電話917-3504 | | |
| 届出の区分 | □ 廃止　■ 変更 | 業務の廃止・変更年月日 | 平成17年4月1日 |
| 業務の名称及び開始年月日 | 各種スポーツ大会に関する業務　　平成4年3月2日以前 | | |
| 廃止又は変更の理由 | 組織の再編成による課名の変更 | | |
| 変更の内容 | 変更前 | 変更後 | |
| | 届出担当部課：社会体育課 | 届出担当部課：市民スポーツ課 | |
| 備考 | (事後届出となった理由)<br>制度の認識不足で、事前届出をしていなかったため | | |

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成　28　年　4　月　13　日

那覇市長　宛

那覇市教育委員会
教育長　渡慶次　克彦

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 届出担当部課 | 市民スポーツ課　　電話917-3504 | | |
| 届出の区分 | ■ 廃止　□ 変更 | 業務の廃止・変更年月日 | 平成24年3月31日 |
| 業務の名称及び開始年月日 | 那覇市スポーツ振興審議会に関する業務　　昭和51年4月1日 | | |
| 廃止又は変更の理由 | スポーツ基本法制定に伴う那覇市スポーツ振興審議会条例廃止のため。 | | |
| 変更の内容 | 変更前 | 変更後 | |
| | | | |
| 備考 | (事後届出となった理由)<br>制度の認識不足で、事前届出をしていなかったため | | |

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成　28　年　4　月　13　日

那覇市長　宛

那覇市教育委員会
教育長　渡慶次　克彦

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 届出担当部課 | 市民スポーツ課　　電話917-3504 | | |
| 届出の区分 | ■ 廃止　□ 変更 | 業務の廃止・変更年月日 | 平成18年3月31日 |
| 業務の名称及び開始年月日 | 社会体育施設の管理指導員に関する業務　　昭和62年1月1日 | | |
| 廃止又は変更の理由 | 指定管理者制度導入に伴う廃止。 | | |
| 変更の内容 | 変更前 | 変更後 | |
| | | | |
| 備考 | (事後届出となった理由)<br>制度の認識不足で、事前届出をしていなかったため | | |

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成　28　年　4　月　13　日

那覇市長　宛

那覇市教育委員会
教育長　渡慶次　克彦

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 届出担当部課 | 市民スポーツ課　　電話917-3504 | | |
| 届出の区分 | ■ 廃止　□ 変更 | 業務の廃止・変更年月日 | 平成15年3月31日 |
| 業務の名称及び開始年月日 | 各種体育団体に関する業務（市体育協会、市スポーツ少年団名簿）<br>平成4年3月31日以前 | | |
| 廃止又は変更の理由 | 那覇市体育協会のNPO法人格取得に伴い、業務移管したため。 | | |
| 変更の内容 | 変更前 | 変更後 | |
| | | | |
| 備考 | (事後届出となった理由)<br>制度の認識不足で、事前届出をしていなかったため | | |

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成　28　年　4　月　13　日

那覇市長　宛

那覇市教育委員会
教育長　渡慶次　克彦

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 届出担当部課 | 市民スポーツ課　　電話917-3504 | | |
| 届出の区分 | ■ 廃止　□ 変更 | 業務の廃止・変更年月日 | 平成14年3月31日 |
| 業務の名称及び開始年月日 | スポーツ教室　　平成4年3月24日以前 | | |
| 廃止又は変更の理由 | 那覇市民体育館と市民スポーツ課の併合により廃止。 | | |
| 変更の内容 | 変更前 | 変更後 | |
| | | | |
| 備考 | (事後届出となった理由)<br>制度の認識不足で、事前届出をしていなかったため | | |

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成　28　年　4　月　13　日

那覇市長　宛

那覇市教育委員会
教育長　渡慶次　克彦

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 届出担当部課 | 市民スポーツ課　　電話917-3504 | | |
| 届出の区分 | ■ 廃止　□ 変更 | 業務の廃止・変更年月日 | 平成14年3月31日 |
| 業務の名称及び開始年月日 | スポーツ大会　　平成4年3月24日以前 | | |
| 廃止又は変更の理由 | 那覇市民体育館と市民スポーツ課の併合により廃止。 | | |
| 変更の内容 | 変更前 | 変更後 | |
| | | | |
| 備考 | (事後届出となった理由)<br>制度の認識不足で、事前届出をしていなかったため | | |

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

**那覇市公告第 51 号**
平成 28 年 5 月 9 日
掲　　示　　済

都市計画の案に関する公聴会の開催について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第１項の規定に基づき、都市計画の案に関する公聴会を開催するので、那覇市都市計画公聴会要綱第２条の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、本市に住所を有する者、当該都市計画について利害関係を有する者等は、同要綱第４条の規定により、公述を申し出ることができる。

那覇市
上記代表者　那覇市長　　城間　幹子

１　都市計画の案の内容
　那覇広域都市計画用途地域の変更原案

２　都市計画の案に係る土地の区域
　変更する部分　那覇市港町四丁目地内

３　公聴会の開催の日時及び場所
　日　時　平成28年５月31日（火）午後７時
　場　所　那覇市立曙小学校 ミーティングルーム（那覇市曙２丁目18番１号）

４　公述申出書の提出期限及び提出先
　期　限　平成28年５月23日（月）
　提出先　那覇市都市計画部都市計画課（那覇市役所９階）

５　都市計画の案の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間
　場　所　那覇市都市計画部都市計画課（那覇市役所９階）
　期　間　平成28年５月９日（月）から平成28年５月23日（月）まで。ただし、土、日を除く。
　時　間　午前８時30分から午後５時15分まで。ただし、正午から午後１時までを除く。

６　その他公聴会の開催に関し必要な事項
　公述の申出がないときは、公聴会の開催を中止する。

# 上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第７号
平成28年４月21日
掲　　示　　済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条第１項の規定に基づき、次のとおり新規指定があったので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長　　翁長　聡

新　規　指　定

指定（登録）番号　第　485　号
指定工事店名　株式会社パイプマン
営業所所在地　豊見城市字翁長 846 番地
代表者名　菊地　伴和
有効期間　自　平成 28 年　４月 12 日
　　至　平成 33 年　３月 31 日

指定（登録）番号　第　486　号
指定工事店名　株式会社ネクストリノベーション
営業所所在地　糸満市西崎町３丁目 446 番地
　　メゾン前川 101 号室
代表者名　浦崎　勝一
有効期間　自　平成 28 年　４月 12 日
　　至　平成 33 年　３月 31 日

指定（登録）番号　第　487　号
指定工事店名　有限会社ケイエイ工設
営業所所在地　与那原町字与那原 3639 番地
代表者名　幸喜　正寿
有効期間　自　平成 28 年　４月 13 日
　　至　平成 33 年　３月 31 日

# 選挙管理委員会告示

**那覇市選挙管理委員会告示第３号**
平　成　２８　年　５　月　１６　日

選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 23 条第１項の規定により、平成 28 年６月３日から同年６月７日まで縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長　唐　眞　弘　安

縦覧場所　　那覇市泉崎１丁目１番１号　那覇市役所本庁舎 12 階
　　那覇市選挙管理委員会事務局

---

**那覇市選挙管理委員会告示第４号**
平　成　２８　年　５　月　１６　日

在外選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の７第２項の規定により、平成 28 年６月３日から同年６月７日まで縦覧に供する在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧の場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長　唐　眞　弘　安

縦覧場所　　那覇市泉崎１丁目１番１号　那覇市役所本庁舎 12 階
　　那覇市選挙管理委員会事務局

那覇市選挙管理委員会告示第５号
平　成　２８　年　５　月　１６　日

沖縄県議会議員選挙に伴う選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 23 条第１項の規定により、平成 28 年５月 27 日（金）に縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長　唐　眞　弘　安

縦覧場所　　那覇市泉崎１丁目１番１号　　那覇市役所本庁舎 12 階
那覇市選挙管理委員会事務局

---

## 監査委員公表

那監公表第３号
平成 28 年５月 16 日

那覇市監査委員　　新　城　和　範
同　　宮　里　善　博
同　　翁　長　俊　英
同　　高　良　正　幸

平成 27 年度後期定期監査の結果に対する措置について（公表）

平成 27 年度後期定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、那覇市長及び上下水道事業管理者から通知があったので、別添のとおり公表します。

平成27年度後期定期監査の結果に伴う措置状況について

市民文化部

○文化振興課

（１）　自主公演入場料の指定金融機関等への払込みについて（是正事項）

市民会館自主公演（平成26年６月29日開催）において、入場料72万8,500円を同月28日、29日に参加団体販売分及び当日券販売分として現金収納している。その後、現金を金庫に保管したまま失念し、同年12月17日に調定、翌18日に払い込まれ、結果として、収入の手続きが５か月余り遅延した。

現金の取扱いについて、那覇市会計規則第27条第１項は、現金等を直接収納したときは、即日又は翌営業日までに指定金融機関等に払い込まなければならない旨、定めている。

現金の取扱いに当たっては、事故防止の観点から内部統制の強化を図り、会計規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□　是正事項に関する措置

文化自主事業の委託について、本市に入場料収入等の現金の収入があった場合、即日又は翌営業日までに指定金融機関に払い込みするよう注意喚起と周知徹底を図りました。また担当者だけでなく、予算担当者やグループ長においても現金収納事務処理が把握できるよう手順書を作成しました。

さらに、年度当初に現金収納事務の課内研修を行い、今後このような事態が生じないよう会計規則を遵守し、適切な事務の執行に努めてまいります。

（２）　資金前渡における精算事務の遅れについて（注意事項）

市民会館使用料の還付金等において、精算事務が遅延している資金前渡は４件、内１件については、精算に要した日数が26日となっている。

資金前渡の精算について、那覇市会計規則第57条第１項第３号は、支払が終了した日から７日以内に行う旨、定めている。

資金前渡の精算事務に当たっては、会計規則を遵守し、適切な事務処理を行われたい。

□　注意事項に関する措置

注意事項につきまして、資金前渡に当たっては７日以内に精算を行うよう周知徹底を図りました。今後このような事態が生じないよう、那覇市会計規則を遵守し適切な事務処理に努めてまいります。

（３）　個人事業者の委託に係る所得税の源泉徴収漏れについて（注意事項）

平成22年度から平成26年度までの那覇市芸術監督業務委託、市民音楽劇公演業務委託等を個人事業者に委託したが、委託料の支払いに際し、295万6,783円の所得税の源泉徴収を行っていなかったため、所得税相当額の返還請求を行ったものである。当該事業者は、税務署へ納付済みの所得税の還付を受け、これを返還した。

所得税法第204条（源泉徴収義務）は、源泉徴収の対象となる報酬、料金等

については、その支払者が一定の税率により所得税を徴収して納付する旨、定めている。

個人事業者の委託に係る源泉徴収については、同法による審査を行い、適切な事務処理を行われたい。

□　注意事項に関する措置

源泉徴収漏れについては、出納室から全庁的に、個人事業主（個人を含む）への支払いの際に、源泉徴収が必要か否かを確認し、必要な場合には、源泉徴収の入力を行い、必要がない場合には、支出命令書の摘要欄にその旨を入力することなどを、周知徹底するよう通知（平成26年10月３日付）されています。

さらに、支出命令書の改訂（平成 27 年１月から施行）により、支払いの事務処理時にも確認できるようになっています。

上記のことも踏まえて、源泉徴収事務の研修を受けるなど、課の職員全体に源泉徴収事務における注意喚起と周知徹底を図り、今後このような事態が生じないように適正な事務の執行に努めてまいります。

○文化財課

随意契約時における事務処理について（注意事項）

文化財試掘調査に伴う磁気探査業務において、那覇市契約規則第 20 条第１項第６号に基づく随意契約（19件、契約総額245万7,000円）は、見積書の徴取に際し、他に登録業者がいるにもかかわらず、同一業者（２者）のみを対象としており、結果として、同じ業者が受託している状況である。

随意契約に当たっては、公正性、競争性を確保するため、特定の事業者に偏ることがないよう見積書を徴取されたい。

□　注意事項に関する措置

今後は、見積書の徴取に際しては、公正性、競争性を確保するため、特定の事業者に偏ることがないようにいたします。

上下水道局

○総務課

出退勤システムプログラム保守管理業務契約について（注意事項）

システムプログラム保守管理業務は、システム稼動に必要な稼動障害調査及び対応等を行う業務であり、委託事業者が職員の個人情報データの参照等を行なっている。

個人情報を取扱う業務を委託しようとするときは、那覇市個人情報保護条例施行規則第 14 条に基づき、契約において個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止他７項目の条件を付するものと規定されているが、当該保守管理業務契約には条件が付されていない。

個人情報を取扱う契約の締結に当たっては、当該施行規則第 14 条に定める条件を付し、適切に個人情報保護を図られたい。

□　注意事項に関する措置

平成 27 年度の那覇市上下水道局出退勤システムプログラム保守管理業務委託契約書において、那覇市個人情報保護条例施行規則第 14 条に基づく「個人情報の取扱いを定める特約」７項目を付し改善しております。

今後も、個人情報を取扱う契約の締結に当たっては、当該施行規則第 14 条を遵守してまいります。

○下水道課

平成 25 年度第４工区首里石嶺町地内公共下水道工事について（注意事項）

当該工事は、首里石嶺町及び楚辺地内において公共下水道管を布設するもので、当初予定されていた工期は、平成 25 年９月６日から平成 26 年２月 14 日までとなっており、契約金額は 3,337 万円であった。

しかし、地権者から起工承諾を得るため不測の日数を要したこと、布設位置の変更等の理由により、契約の変更が７回行われた。工期は、平成 27 年２月 20 日までと約１年間延長され、契約金額は、純工事費 3,113 万円、現場管理費 1,001 万円、中止期間中の現場維持費 545 万円、一般管理費 541 万円等、当初契約に比べ 1,876 万円（56.2%）増の 5,214 万円となった。度重なる変更により、付近住民のみならず、受注者にも負担がかかり、工事一時中止に伴う費用が新たに生じた。

事業の実施に当たっては、地方公営企業法第３条（経営の基本原則）に則り、事前調査や関係者との調整を十分行い、的確な事業計画を策定されたい。また、予算の執行においても、経済的、効率的、効果的な運用を損なうことのないよう、適切な執行に努められたい。

□　注意事項に関する措置

事業の実施に当たっては、工事発注前に現地調査や関係者との調整を十分行い、契約後に不測の状況を発生させないよう対応いたします。また、工事の期間中においても、受注者との十分な協議を行いながら、円滑に工事を実施することにより、予算の経済的、効率的、効果的な運用に努めます。

**那監公表第４号**

平成 28 年 5 月 16 日

那覇市監査委員　　新　城　和　範
同　　宮　里　善　博
同　　翁　長　俊　英
同　　高　良　正　幸

平成 27 年度行政監査の結果に対する措置について（公表）

平成 27 年度行政監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、那覇市長から通知があったので、別添のとおり公表します。

平成27年度行政監査結果に伴う措置状況について

１　共通指摘事項等について

基本指針の必要性について（要望事項）

本市においては、プロポーザル方式による随意契約についての全庁的な指針を定めておらず、上記で述べたように選定委員会の運営方法、審査基準の設定、公表の方法等に統一性がない。

プロポーザル方式の公平性、透明性及び競争性を確保し、適正かつ円滑な事務処理に資するよう、手続き等に必要な遵守すべき基本事項を定めた指針を作成されたい。

□　要望事項に関する措置

都市計画部契約検査課（現 総務部法制契約課）

プロポーザル方式の公平性、透明性及び競争性を確保し、事務処理の適正化・円滑化が図れるように、基本的な事項を定める指針の策定に向けて、調査検討して参りたいと考えています。

２　事業別の指摘事項等について

こどもみらい部こども政策課

放課後児童クラブ舎貸付について（是正事項）

放課後児童健全育成事業において、小学校（那覇小、与儀小）に設置された児童クラブ舎を使用する団体をプロポーザルで募集し、那覇小においては、平成26年9月24日から、与儀小においては、同年10月17日から当該クラブ舎の使用を認めている。

しかし、募集要項には児童クラブ舎を行政財産として使用貸借契約を締結することと記載されているが、クラブ舎の財産の取り扱いに疑義が生じたため、国及び県との調整に時間を要し現在まで契約が締結されていない。

プロポーザルを実施するに当たっては、関係法令等に基づき、適切な契約事務を執行されたい。

□　是正事項に関する措置

那覇小学校、与儀小学校に設置された児童クラブ舎は、国、県及び関係課との調整を進めた結果、普通財産の取扱いとした。当該普通財産は、那覇市公有財産規則第５条第５項第２号「引き継ぐことを適当としないものとして総務部長が定める普通財産」として、こどもみらい部（こども政策課）で管理を行うこととなった。それを踏まえ、募集要項に定めた使用貸借契約については、放課後児童健全育成事業を行う団体と使用開始の日

（那覇小は平成 26 年９月 24 日、与儀小は同年 10 月 17 日）に遡り平成 28 年３月 11 日に締結した。

今後、プロポーザル実施にあたっては、関係法令に基づいた適切な契約事務の執行に努めてまいります。